薬師池北ふるさとの森における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を 求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

薬師池北ふるさとの森における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年(2022年)1月5日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

緑地内樹木の枝折れによる物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故発生年月日 2021年8月15日

2 事故発生場所 町田市野津田町3450番地2 薬師池北ふるさとの森

3 事故の概要 市が管理する薬師池北ふるさとの森の樹木が枝折れし、隣接

地内にある物置の屋根と換気扇を損傷させたもの

4 事故の種別 物損事故

5 被害者の住所 町田市森野一丁目36番8号

6 被害者の氏名 新光商事株式会社 代表取締役 園田 孝司

7 損害賠償の額 594,000円